法律相談 R4 133

知的障害者同士の結婚・出産について

髙橋 司 たかはし・つかさ
弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。
「公事宿法律事務所」代表。

令和4年12月19日、北海道江差町にある社会福祉法人「あすなろ福祉会」が運営する知的障害者施設で、同施設を利用する男女が結婚や同居を希望した場合、パイプカット手術や避妊リング装着などの不妊処置を提案していた旨の報道がなされた。あすなろ福祉会によると、家族同席の上で、障害者カップルが子育てをすることの困難さなどについて説明をした上で同意を得ており、強制をしてはいないという。

平成29年10月に開催された日本福祉学会第65回秋季大会における田中恵美子東京家政大学人文学部教授の発表によれば、知的障害者は他の障害種別よりも施設入所率が高く、また、地域生活においては親との同居生活が非常に高いという特徴が見られ、その結果、結婚願望は強いものの我が国の知的障害者にとってはその地域で自らの家族を形成して生活を営むことが稀有な状況にあるという。

この報道を見て、私は、令和2年3月に同じ江差町で起きた殺人事件を思い浮かべた。この事件は、江差町にある就労支援施設の利用者であった当時29歳の女性が、施設の女子トイレにて女児を出産したものの、その直後に便器に女児を押し込んで窒息死させたという事件である。この女性には最終的に懲役3年・執行猶予5年（保護観察付）の判決が言い渡されたが、情状面として、自らの出産を隠すという殺害動機についても精神遅滞が相応の影響を与えている点が考慮されている。その後、DIP北海道ブロック会議などから厚生労働大臣や北海道知事などに対し、障害がある人がその性別や年齢に適した性に関する情報と性教育を受ける機会を保障することなどの5項目の要望書が提出され、同様の事件が続かないようにとさまざまな団体が努力を重ねている。

平成25年に内閣府から出されている障害者白書によれば、知的障害者の未婚率は96・7パーセントに達している。しかし、その数値は、当然、数多くの方々に結婚願望がないことを意味するものではない。知的障害のある人たちは、家族からまず交際を反対され、さらに結婚も反対され、結婚を認めてくれたとしても出産を反対されることから、知的障害者の中で結婚をして子どもを産み育てることができる人はごく一部であるとの指摘もある。そして、仮に知的障害を持つ女性が生活や育児をする中でも、子どもの食事を作ること、子どもの安全や健康に注意をすること、子どもを入浴させること、お金の使い方、家計のやりくりをすることなどに困難な点があるとの指摘もなされており、かかる状況から知的障害のある母親への子育て支援に特化した社会的サービスを充実すべきとの意見も出されている。しかし、このような社会的サービスをどうやって充実していくのかについては、制度論も含めてまだまだ議論が深まっていない。あすなろ会が、知的障害のある母親の子育て支援の経験値がないことを理由に不妊処置を提案してきたことにも一定の理由があり、地方公共団体がどう動けるのか、地域社会にこれを許容する基盤がすでに醸成されているのかという地域社会の現実を無視して、あすなろ会のこれまでの対応に対して表面的に非難することに説得力はない。

知的障害者同士が結婚した場合の経済的な問題も指摘されている。2人で企業などに一般就労で就職できたり、就労支援A型事業所にて就労できて安定した収入を得て、さらに、これに2人分の障害基礎年金をプラスしてようやく家族として生活できるに過ぎないと言われている。しかし、その後、知的障害者同士の夫婦に子が生まれ、母親が就労できなくなってしまったり、出産や育児などの出費が重なるようになれば、直ちにこの経済的基盤が崩壊することは容易に想像できよう。知的障害のある子を持つ親の中には、自らも年老いていく状況を踏まえ、子どもがずっと独身で一緒に居住することが幸せなのかと思い悩む親もいるというが、これまで述べたとおりの知的障害者が置かれている経済的困難さや育児に対する困難さを一つひとつ取り上げて考えると、まさに、その家族だけが事実上強いられ続ける問題ではけっしてなく、さまざま社会的支援を始めて行かなければならない問題なのだと私は遅ればせながらようやく知った次第である。